

## 工事に際しての市民の良好な生活環境の維持に係る対応の具体的な内容

これまで防衛省より説明している取り組みと合わせ、周辺的生活環境への影響が可能な限り小さくなるよう、次の対応を行う。

1. 子どもの安全の確保や通勤への影響を最小限とするため、通勤通学の時間帯を踏まえ、午前7時から午前8時30分までの運搬は行わない。
2. 騒音、振動等のモニタリング調査について、駐屯地予定地の近隣のみでなく、工事車両が集中する道路等についても実施するため、当初計画より増設して実施する（3か所→15か所）。
3. 作業車両の通行による運搬経路への影響を把握するため、土砂運搬経路のすべての路面の性状調査を実施する。
4. 土砂の運搬については、開始以降当面の間は、1つの土取り場からの出発頻度を30分に1台以下、使用台数は約20台に制限をして行い、ダンプトラックの運行状況やモニタリング調査等の結果を踏まえながら、段階的に実施する。
5. 夜間工事・運搬については、6月中は実施せず、作業開始以降の状況を踏まえながら開始時期を決定する。
6. 土砂・資材の運搬経路については、佐賀市からの意見も参考に、市民の生活環境及び事業活動に影響が可能な限り小さくなる経路とする。
7. 佐賀空港建設時の事例を参考に、佐賀県、佐賀市、佐賀県警本部等の関係機関の間で連絡体制を整備し、駐屯地の工事に係る交通安全対策や運搬経路等について意見交換を行いながら進める。